

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 30日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊川市御津町御幸浜一号地1-14	
氏 名 (株)メイチュウ	
代表取締役社長 小早川 久美子	
(法人にあつては、名称代表者の氏名)	
電話番号 0533-75-2151	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 メイチュウ
事業場の所在地	愛知県豊川市御津町御幸浜一号地1-14
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業 22
② 事業の規模	出荷額 38億4453万円
③ 従業員数	110名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	鋳さい：セメント及び路盤材の原料として再利用 廃プラ：業者で処理・埋め立て

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 工場長 (環境責任者) 営業部 鑄造部 (担当部署) 設備管理部			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】 1639 t		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック
	排出量	1599 t	40 t
	(これまでに実施した取組) 鉍さい) 砂再生装置の改良を行い砂の破碎を削減した。 原単位は141kg/ t⇒134kg/ t と改善している。 廃プラ) 生産量が増加した分 排出量も多くなった プラスチックケースなど, 廃棄するものが多くなった 焼き付き下した砂は金属くずとして売却できず, 鉍さいとして排出するようになり処理量が増加してしまった。		
② 計画	【目標】 1310 t		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック
	排出量	1300 t	10 t
	(今後実施する予定の取組) 今年度は生産量は下がり排出量は削減できるが, 原単位の悪化が見込まれる。枠内の重量を上げ小物製品のサンドメタル比を上げる。 鉍さい: 砂の粉碎を抑え, 集塵機の集塵能力を調整。砂歩留向上。 廃プラ: プラスチック製のコンテナ (BOX) を再利用できるように推進する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉍さい中の鉄分の分離・再利用。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ノロ取材を変更し, 少ない量で同じ効果のあるものを選定。 また金属分別範囲を広げて, 回収・再利用を行う。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	廃プラ
	全 処 理 委 託 量	1599 t	40 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	40 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1599 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	出湯後のノロカキ時に溶湯のこぼれをなくす。 鉦さい内の鉄分回収。(昨年同様の取り組み実施) 集塵機的能力調整。 処理業者と連絡を取り合い,適正に処理させている事を確認。 砂の粒度を管理し,再利用できる砂が含まれていないか確認する。 含まれている場合は,集塵機の調整を行う。		

② 計画	【目標】 1520		
	産業廃棄物の種類	鉋さい	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	1500 t	20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1500 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今年度も、金属くずと分別を行い、金属くずは社内でリサイクルする。 ノロカキ作業を改善し、かき出す溶湯を減少させる。 ノロ取剤を変更して、少ないノロ取剤で、同じ効果を狙う。 また投入量を制限して、使用量を減らす。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。